資料　１２

「（仮称）町田市子どもマスタープラン２５－３４」及び前期行動計画「（仮称）子どもにやさしいまち計画２５－２９」の方向性及び概要について

１　次期計画の方向性について

（１）「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」の理念の反映

２０２４年１月に制定（２０２４年５月施行）予定の本条例では、第２０条で、条例に基づく子どもに関する施策について計画を策定することとしています。子どもマスタープランを、本条例で定めるところの計画に該当するものと考え、条例の理念を計画策定の基本に据えて次期計画を策定します。

（２）内包型の総合計画として策定

次期計画は、現在下位計画となっている「町田市子ども発達支援計画」等の計画を内包し、子ども施策を包括する総合的な計画として位置づけます。

子どもに関連する施策を広く網羅する「子どもの総合計画」としての役割をより強く意識し、体系的に読みやすい構成を目指します。

（３）市町村こども計画として策定

次期計画は、「こども基本法」第１０条に定める、「市町村こども計画」の性質をもった計画とします。

こども基本法において、市町村は、国が定める「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努める旨の規定が置かれています。こども大綱は秋頃に策定される予定ですが、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の３つの大綱が一元化されることは決まっているため、これらの大綱を意識しながら計画の策定を進めます。

２　次期計画の位置づけについて（案）

子どもマスタープランを子ども施策を包括する総合計画として位置づけます。子どもマスタープランと、関連する計画や法令との関連性は下図のとおりです。

それぞれの計画との関連性について、事業を共有するなど、より関連性が強い計画を「連携」、方向性が共通の計画を「整合」と表記しています。

なお、現行の「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート」は、「こども大綱」を見据えて子どもマスタープランと一体化します。

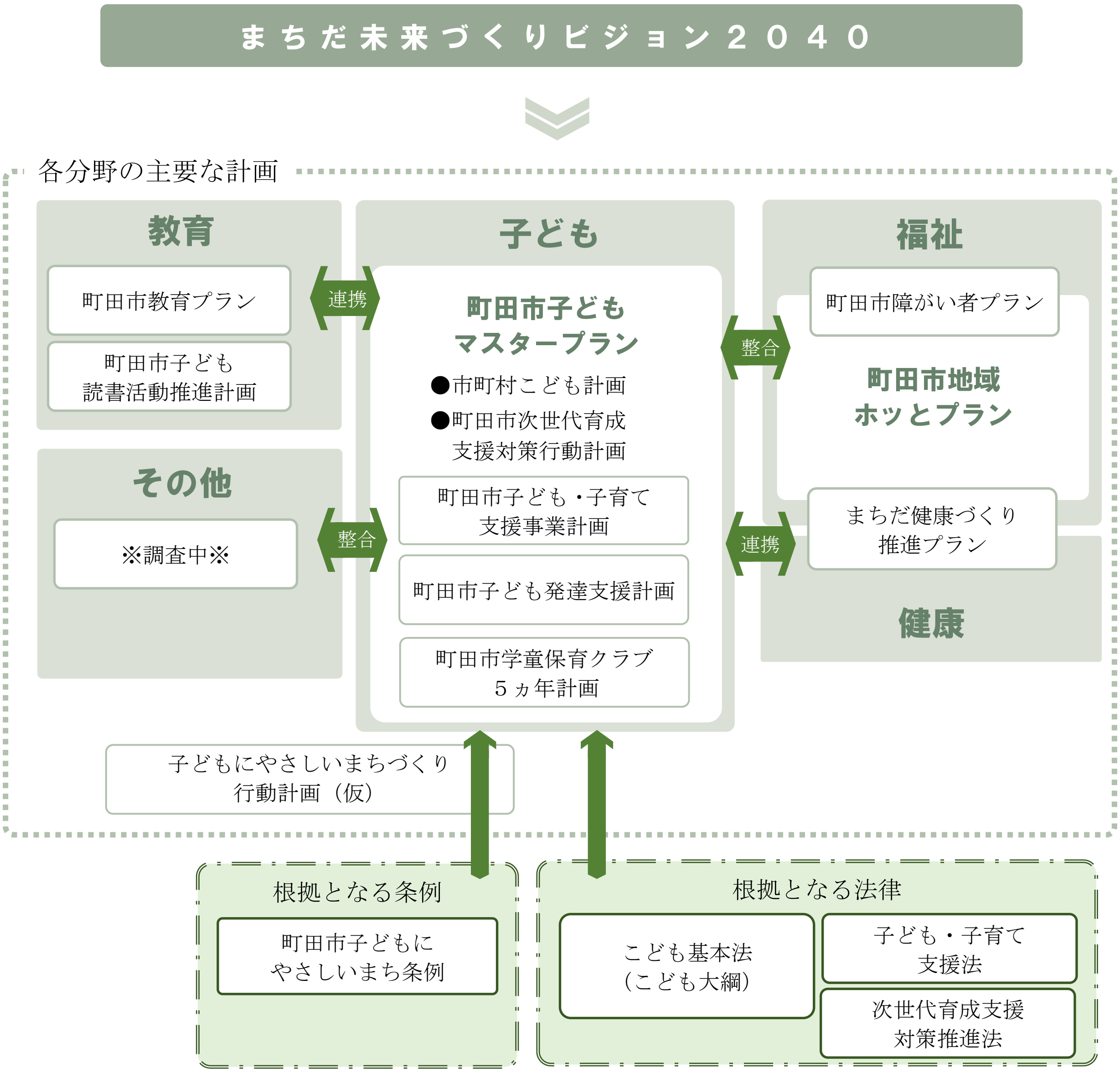

３　次期計画の体系の構成について（案）

現行計画では、「基本理念」「基本的な視点」「基本目標」を子どもマスタープラン（１０年計画)、「目指す姿」「基本施策」を行動計画（５年計画）として設定していましたが、次期計画においては体系の構成を整理し、下記のとおりとします。

- 子どもマスタープラン（１０年計画）で定めるもの
  ⇒「基本理念」・**「基本方針」**（目的を達成する際に拠り所とする大きな方向性）
- 行動計画（５年計画）で定めるもの
  ⇒**「基本目標」**（目的を達成するための具体的な段階）・「基本施策」

	子どもマスタープラン（１０年計画）	行動計画（５年計画）
現行	基本理念 ⇒ 基本的な視点 ⇒ 基本目標	⇒ 目指す姿 ⇒ 基本施策
次期	基本理念 ⇒ 基本方針	⇒ 基本目標 ⇒ 基本施策

※次期計画は「(仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」と理念を共有するため、計画に記載の施策は、条例で掲げる「子どもにやさしいまち」の実現を目指すものとなります。施策を考える上での基本的な視点は、「子どもにやさしいまち」に通じていることとなるため、基本理念と基本的な視点を一体化します。

※参考　「(仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」の理念・目的

（目的）
第１条　この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。